

【ふくしまのおいしい『食』で元気になろう食育プロジェクト】

「福島県食育推進啓発媒体」使用取扱要綱

1 目的

この要綱は、福島県と会津大学短期大学部が開発した「福島県食育推進啓発媒体」（以下、「食育推進媒体」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

2 使用の手続き

(1) 食育推進媒体を使用する場合は、別紙「福島県食育推進啓発媒体使用（変更）申請書（以下、「使用（変更）申請書」という。）」を福島県健康増進課長（以下、「健康増進課長」という。）に提出しなければならない。

ただし、次の事項に該当する場合は、申請の必要はありません。

- ① 県・市町村機関、福島県食育応援企業、食育関係機関等が、福島県の食育を推進するための社会貢献活動の一環として、営利目的ではなく使用する場合。
- ② 福島県の食育を推進するために、新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が普及啓発を目的に使用する場合。

(2) 健康増進課長は、使用（変更）申請書の内容を審査の上、承認するものについては、使用（変更）申請書に押印したものを申請者に交付する。

3 使用料

食育推進媒体の使用料は、無料とする。

4 使用条件

食育推進媒体の使用にあたっては、次の条件を遵守し、適正に使用すること。

- (1) 食育推進媒体の全部又は一部をそのまま使用することとし、出典「開発：福島県・会津大学短期大学部」を明記すること。
- (2) 食育推進媒体使用品の現物について1点を健康増進課長に提出すること。ただし、現物の提出が困難な場合は、写真等概要の分かるものを提出すること。なお、提出された現物等については、原則返却しない。また、提出いただいた現物等は福島県の食育の推進のため、福島県等のホームページや広報物に掲載する可能性があること。

5 使用不承認

次に掲げる場合は、使用を承認しない。

- (1) 福島県及び会津大学短期大学部が推進する福島県の食育推進の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- (3) 企業等が自己の営利目的として使用する場合。
- (4) 法令又は公序良俗に反する場合。
- (5) その他健康増進課長が承認は適さないと認めた場合。

6 使用状況等の調査

健康増進課長は、食育推進媒体の適正な活用を図るため必要と認める場合、食育推進媒体の利用者に対し、その使用状況について報告を求めることができるものとする。

7 使用の禁止

- (1) 食育推進媒体の使用が開始された後において、使用条件に違反した場合、または上記5に該当することが明らかになった場合、健康増進課長は食育推進媒体の使用を禁止、又は当該使用承認を取り消すものとする。この場合、申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行うこと。
- (2) 使用者が前項の規定により使用を禁止され、又は許可を取り消されたことにより損失を受けることとなる場合について、健康増進課長はその補償の責めを負わないものとする。

8 使用者の責務

食育推進媒体が表示されたものに関する事故、苦情が発生した場合、一切の責任は使用者に帰するものとし、食育推進媒体の利用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならないものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、食育推進媒体の取り扱いについて必要な事項は、健康増進課長が別に定めるものとする。

10 附則

この要綱は、平成26年3月25日から施行する。

この要綱は、平成27年11月25日から施行する。